

議第 27 号

下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例について

下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

現在閉鎖中の交流施設及び足湯施設を道の駅から除外するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例

下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例（平成27年下呂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（設置） 第1条 道路利用者への休憩の場の提供、観光情報及び地域情報の発信並びに農林水産物等の地場産品の加工及び販売による地域振興に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、下呂市道の駅馬瀬美輝の里（以下「道の駅」という。）を設置する。	（設置） 第1条 道路利用者への温泉を利用した休憩の場の提供、観光情報及び地域情報の発信により、都市農村の交流を促進するとともに、農林水産物等の地場産品の加工及び販売による地域振興に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、下呂市道の駅馬瀬美輝の里（以下「道の駅」という。）を設置する。
（施設の構成） 第3条 道の駅に次の施設を置く。 （1）・（2） （略）	（施設の構成） 第3条 道の駅に次の施設を置く。 （1）・（2） （略） （3） 交流施設 （4） 足湯施設
（事業） 第4条 道の駅が行う事業は、次のとおりとする。 （1）～（5） （略） （6） その他目的を達成するために特に必要と認める事業	（事業） 第4条 道の駅が行う事業は、次のとおりとする。 （1）～（5） （略） （6） 都市農村の交流の場の提供に関すること。 （7） その他目的を達成するために特に必要と認める事業
（使用の許可） 第5条 第3条第1号の施設を使用しようとする	（使用の許可） 第5条 第3条第1号及び第3号の施設を使用

改 正 後	改 正 前
る者は、別に定めるところにより、あらかじめ市長に申請し許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。 2・3 (略)	しようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ市長に申請し許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。 2・3 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

現在閉鎖中の交流施設及び足湯施設を条例から除外するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 設置目的より、交流施設及び足湯施設の目的を削除します。

(第1条関係)

(2) 施設の構成より、交流施設及び足湯施設を削除します。

(第3条関係)

(3) 事業より、交流施設及び足湯施設の事業を削除します。

(第4条関係)

(4) 使用の許可より、交流施設を削除します。

(第5条関係)

(5) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附則関係)